

平成 21 年 11 月 30 日

埼玉県県民生活部青少年課
非行防止・環境づくり担当 御中

社団法人電気通信事業者協会

「埼玉県青少年健全育成条例の改正骨子案」に関する 携帯電話・PHS事業者の意見・要望等について

「埼玉県青少年健全育成条例の改正骨子案」に関して、意見提出の機会をいただき、厚く御礼申し上げます。つきましては、当協会に加盟する携帯電話・PHS事業者の意見を当協会が代表して以下のとおり提出させていただきますので、お取り計らいの程宜しくお願い申し上げます。

なお、提出意見を踏まえて、関係条例等の内容について、事前にご照会いただきますようよろしくお願い致します。

【提出意見・要望等】

1. 条例改正の理由

- 保護者やお子様にフィルタリングサービスの重要性をご理解頂き普及促進することの重要性については、事業者においても強く認識しており、今後も普及促進に向けた取り組みを継続・強化していく所存です。これにあたり、ご家庭の方々、及び各自治体の方々を含めた社会全体としての取組みも重要になってくると考えていますので、引き続きご協力を頂きたいと考えております。

2. 具体的な改正内容

(1) 保護者の責務

- 理由例「保護者がインターネットの利用履歴提供サービスを活用し、青少年のインターネットの利用状況を常に確認する場合」については、以下のとおり修正するのが望ましいと考えます。

「保護者が青少年のインターネット利用状況を常に確認するなど、青少年がインターネット上の有害情報を閲覧することがないようにする場合」

【理由】

当該記述の主旨は保護者が監護義務を果たすことであって、他の方法でも利用状況は確認可能であり、携帯・PHS事業者に対して利用履歴提供サービスの提供を義務づけるものではないと考えられるため。

(2) 携帯電話事業者の責務

- フィルタリングサービスについては、既に「電気通信事業法施行規則」及び「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」により、契約時の説明が携帯・PHS事業者により義務づけられているため、本条例にて、二重規制を行う必要性はないものと考えます。
- 本条例改正は、「フィルタリングサービスを解除する場合、保護者はサービス内容やインターネットの危険性を理解すること及び監護義務を果たすこと」が目的であると考えておりますが、携帯・PHS電話事業者としてもこの趣旨には賛同致します。
但し、この目的を達成するための手段は、必ずしも、保護者の方に申出書の提出義務を課すことに限定されるものではないと考えます。
携帯電話事業者においても、上記目的を遂行するための施策検討を行っているところでありますので、本条例の決定にあたっては、事前に調整させていただきたいと考えます。
- 仮に、保護者の方に申出書の提出義務を課すことになる場合、携帯電話事業者は、条例に定める事項との適合性を判断するために、申出書の内容（理由）を確認することは可能であると考えますが、申出書を保存する義務はないものと考えます。また、携帯電話事業者に保存義務を課す場合には、その理由を明確にして頂くと共に、事業者には過度な運用負担とならないようにご配慮いただきたいと思います。

※参考）「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」抜粋

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）は、フィルタリングサービスの利用について、保護者の判断に委ねているが、保護者が的確な情報に基づいて利用の必要性について判断し、事後も安易な解除を防止する観点からも、フィルタリングサービスに関する説明が必ずなされる必要がある。

(3) 携帯電話事業者に対する立入調査、勧告・公表

- 立入調査等については、事業者の営業活動の妨げにならないようにご配慮いただきたいと思います。

3. その他

- 条例に規定される義務内容については、青少年の適切なインターネット利用の進展やフィルタリングサービスの普及状況に応じて見直し(緩和)して頂きたいと考えます。

以 上